○国立大学法人浜松医科大学理事職務分担細則

(平成16年4月1日細則第2号)

改正 平成 26 年 3 月 4 日細則第 1 号 平成 27 年 3 月 25 日細則第 17 号 平成 28 年 3 月 25 日細則第 11 号 令和 3 年 3 月 29 日細則第 9 号

(理事の職務分担)

第1条 国立大学法人浜松医科大学役員会規則(平成16年規第3号)第2条に規定する理 事の職務分担は、次のとおりとする。

1 1 10423 20 1 2 1 3 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5	
担当	職務の内容
教育・産学連携	・教育に関すること・生涯学習に関すること・学生に関すること・産学官金連携推進に関すること
財務	・予算編成・執行に関すること・資産運用に関すること・施設設備に関すること・安全衛生管理に関すること
企画・評価	・中期目標・中期計画に関すること・評価に関すること・労務管理に関すること・社会貢献に関すること
経営	・経営戦略に関すること
地域・大学連携	・地域・大学連携に関すること

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月4日細則第1号) この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日細則第17号) この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日細則第11号) この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日細則第9号) この細則は、令和3年4月1日から施行する。